

石巻市（河南地区）LED照明灯導入調査業務委託特記仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、石巻市（以下「甲」という。）が発注する「石巻市（河南地区）LED照明灯導入調査業務委託」について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 本業務は、甲が管理する既存の照明灯をLED照明器具に更新するために実態調査を行い、調査結果をもとにLED導入計画の策定及び導入後の維持管理手法の検討を行うものである。

（関連法令等）

第3条 本業務は本仕様書によるほか、以下の法令、規程等を遵守し実施するものとする。

- (1) 石巻市諸規則その他関係法令等
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) その他関係法令、通達等

（個人情報保護に関する情報セキュリティ）

第4条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務において甲の情報資産の安全性を確保するものとする。

- 2 個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業のセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。
- 3 乙は契約時に甲に対して下記の書類を提出するものとし、甲の審査合格をもって作業着手ができるものとする。

- (1) 情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認

（Information Security Management System：ISMS）

※契約者の事務所（所在地）、作業実施部門（宮城県内）においてそれぞれ認証があること

- (2) (財)情報処理開発協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証

（プライバシーマーク：JIS Q 15001）

（業務概要）

第5条 本業務の概要は次に上げるとおりとする。

- (1) 計画準備 1式
- (2) 資料収集整理 1式

(3) 現地調査準備・位置特定	1 式
(4) 現地調査・写真撮影	1 式
(5) 位置情報データ入力	1 式
(6) 照明灯位置データと写真ファイリングの作成	1 式
(7) 照明灯調査における東北電力支払データとの照合作業	1 式
(8) 維持管理用GISデータベース作成	1 式
(9) LED照明導入計画の策定	1 式
(10) 維持管理手法の検討	1 式
(11) 報告書のとりまとめ	1 式

(資料の貸与及び返還)

第6条 甲は、本業務を実施する上で必要な資料及びデータについては乙に貸与するものとする。ただし、貸与によりがたいものについては、甲の指定する場所における複写又は閲覧等適宜の方法により対応するものとする。

- 2 乙は、本業務に必要な資料及びデータの貸与を受ける場合には種類及び数量・借用期間等を明確にした上で、書面をもって甲に申請するものとする。
- 3 乙が貸与資料を、紛失、汚損、破損、消失等した場合は、新たに資料を作成する等現状に回復し返還しなければならない。その場合において要する費用については、乙の負担とする。また、業務終了後は、速やかに返還するものとし、複製したデータ等の消去を行うこととする。

(提出書類等)

第7条 乙は、本業務の実施に当たり、次の書類を作成し提出するものとし、甲の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。

- (1) 業務実施計画書
 - (2) 委託業務着手届
 - (3) 作業工程表
 - (4) 管理技術者届・照査技術者等選任通知書
 - (5) その他甲が提出を求める書類
- 2 乙は、業務履行中において、業務実施状況報告書又は打合せ記録簿等を甲へ提出し、承認を得るものとする。

(管理技術者)

第8条 乙において本業務の計画を立案し、管理統括する者として、管理技術者を選任するものとする。

- 2 管理技術者は測量士とし、東北地域内で同種業務（GISを活用しての照明灯調査及びLED導入計画策定）にて管理技術者の実績を有する技術者を配置しなければならない。
- 3 乙は、配置技術者の雇用実績を証明する書類及び技術者の資格証の写しを提出するものとする。

(照査技術者)

第9条 本業務において管理技術者とは別に、成果品の内容や作業上の照査を行う照査技術者を選任するものとする。

2 照査技術者は、空間情報の取扱いに精通した空間情報総括監理技術者（日本測量協会）又は地理情報標準認定資格上級技術者（日本測量調査技術協会）の資格を有する者を配置するものとする。

3 乙は、配置技術者の雇用実績を証明する書類及び技術者の資格証の写しを提出するものとする。

（工程管理）

第10条 乙は、業務工程表を作成し、適切な工程管理を行うものとする。

2 甲が報告を求めた場合は、速やかに作業進捗の報告を行うものとする。

（身分証明書の携帯等）

第11条 現地調査では、甲が発行する身分証明書を必ず携帯して業務にあたるものとする。

2 身分証明書は、土地等の所有者、住民、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。

3 現地の状況等により現地調査が実施できなかった場合は、速やかに甲にその状況報告を行うものとする。

（成果物の保証期間）

第12条 成果品の納入後、1か年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、乙の責任において関連する項目を再検査し、直ちに不良箇所を修正するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第13条 乙は、本委託業務の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（損害の賠償）

第14条 本業務の実施に当たり乙は、安全管理に充分努めなければならない。

2 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、乙は一切の責任を負い、生じた損害について賠償しなければならない。

（守秘義務）

第15条 乙は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。

2 乙は、成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む。）を甲の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡又は無断使用してはならない。契約の終了後も同様とする。

3 乙は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護の重要性を充分認識し個人の権利利権を侵害することのないように努めなければならない。

(検査)

第16条 乙は、納品前に社内検査を行うものとし、業務完了後は速やかに成果品を提出し、管理技術者が立会いの上、検査を受けなければならない。

(疑義)

第17条 本業務についての疑義又は本仕様書及び関係法令に定めのない事項並びに各業務の詳細については、甲乙双方協議の上、甲の指示に従わなければならない。

(暴力団等の排除について)

第18条 暴力団等の排除について、次のとおりとする。

- (1) 乙が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、甲は契約を解除することができるものとする。
- (2) 乙は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を甲が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 乙が、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、甲は該当下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 乙は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 乙は(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに記載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 乙は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 乙又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、乙が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

第2章 業 務 内 容

(対象区域)

第19条 本業務の対象区域は石巻市内（河南地区）とする。

(計画準備)

第20条 乙は、業務実施計画書により業務の全体計画を甲に対し立案するとともに、工程計画・人員配置の検討を行い、業務方針を決定し甲の承認を得るものとする。

(打合せ協議)

第21条 打合せ協議は、業務着手時、中間時(適宜)、成果納入時に行うものとする。

2 本業務の適正な遂行を図るため、手戻りの生じないよう監督員と密接な連絡を取り、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。

(資料収集整理)

第22条 乙は、甲が貸与する業務上必要な資料を収集し整理を行い、調査範囲の確認及び貸与資料内容について確認を行うものとする。

2 甲が乙に貸与する資料は現状の管理資料とし、次のとおりとする。

- (1) 照明灯GISデータ(Shape形式)
- (2) 東北電力保有契約データ(電力契約内容がわかる資料)
- (3) 復興事業街路灯引継図書
- (4) 都市計画基本図データ
- (5) その他作業上必要と認める資料

3 提供される既存資料(照明灯GISデータ、東北電力保有契約データ等)を整理し、それぞれの突合作業を行い、あらかじめ不整合な部分の抽出を行うものとする。なお、抽出された不整合照明灯については、甲と協議により対応を決定するものとする。

4 照明灯GISデータを提供し、そのデータをベースに作業を実施することから、中間協議及び成果品に至るまで全てGISにて確認ができる環境を提供すること。

(現地調査準備・位置特定)

第23条 乙は、前述の貸与資料を基に、調査時における位置確認を行いやすい縮尺を考慮した現地調査用図面の作成を行うものとする。

また、現地調査用データは照明灯位置情報(地図)と照明灯情報(属性)をそれぞれ調査前データとしてGISで確認できるようにすること。

(現地調査・写真撮影)

第24条 乙は、現地調査用に作成した図面を用い現地調査を実施するものとする。

2 調査は既設照明灯(想定数2,500基)及び甲が現在把握していない照明灯(国・県道に設置されている照明灯を含む。)を対象とし、次の内容を実施するものとする。

(1) 照明灯の位置

既存GISデータ(調査前データ)と現地の設置位置の照合を行い、結果を調査用データとしてとりまとめるものとする。照明灯位置が現地と相違がある場合は、調査用データに正しい位置の入力を行いデータ上で正誤の判定ができるようにすること。

(2) 写真撮影

照明灯の現況が確認できるよう写真を撮影するものとする。撮影は設置状況と全体像が把握できるように遠景撮影のほか、灯具種別の確認が可能なよう近景撮影及び設置柱の東北電力管理番号NTT管理番号の撮影も行うものとする。また、街路灯情報と紐付管理（ファイリング）を行うこと。

(3) 設置柱確認

設置柱の東北電力管理番号NTT管理番号等を確認し、調査用データに入力するものとする。また、設置柱の確認時に木柱のものを把握しておくものとする。

(4) 電力供給柱確認

直接電力供給されている単独柱等において、電力供給先の電柱確認を実施し、調査用データに入力するものとする。

(5) 単独柱

照明灯が単独で設置されている柱について、材質（コンクリート、鋼管ポール、単独照明柱、壁面取付等）を確認し、調査用図面に記載するものとする。また、老朽化等の損傷による倒壊等の危険を防止するため、調査時において（腐食・曲がり・傾き）の有無を確認すると共に、損傷があった場合には損傷状況を撮影し、甲に状況報告を行うものとする。

(6) 灯具種類

照明灯の種類（LED灯・蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯等）を確認し、調査用データに入力するものとする。

3 前述の調査内容を踏まえ、調査項目は次のとおりとし、調査用データベースを作成するものとする。なお、調査前に甲と協議のうえ最終決定する。

(1) 管理番号

(2) 電柱種類（電力業者、通信業者）

(3) 設置方法（電柱共架、単独柱、軒下、その他）

(4) 電柱番号

(5) 電力供給柱番号

(6) 照明種別（LED灯・蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯等）

(7) ワット数

(8) 老朽度・損傷度状況

(9) 現況写真の撮影（GPS情報付加）

(10) 調査日

(11) その他照明灯等のLED化に必要と思われる調査

（位置情報データ入力）

第25条 現地調査にて入力した調査結果を基に内容を整理し、GISデータを作成するものとする。作成の際、現地調査にて損傷が確認された照明灯については、GIS上で劣化損傷度合いを着色により判別ができるものとする。また、GISデータは汎用的なデータ形式(shapeデータ形式等)で作成するとともに、属性、データ定義等についても甲と協議を行い、決定するものとする。

（照明灯位置データと写真ファイリングの作成）

第26条 街路灯管理台帳データとして、調査後の照明灯の正しい位置情報に対し、調査時の写真を確認できるファイリング機能により整備するものとする。台帳は施設ごとに作成し、次の情報と現地写真を掲載するものとする。台帳データとして整備する情報は次を基本とするが、詳細は協議の上決めるものとする。

- (1) 管理番号
- (2) 設置柱番号
- (3) 電力供給柱番号
- (4) 地区名（自治会名）
- (5) 灯具種別・ワット数
- (6) 灯具の高さ

（照明灯調査における東北電力支払データとの照合作業）

提供を受けた東北電力の契約情報と電力供給柱番号をキーにデータ照合を行い、お客様番号、契約種別、契約者名等の情報をデータベース化するものとする。なお、引込柱など電柱番号が重複するものや、東北電力から提供を受けた資料の電柱番号と現地調査結果の電柱番号が一致しないレコードは不一致リストとしてとりまとめを行うものとする。不一致リストについては、発注者及び東北電力に報告し、対応について協議を行うものとする。

（電力会社新規申請及び重複削除）

乙は、前条にて明らかとなった東北電力への未申請の照明灯及び重複により削除する灯具において、東北電力への申請書類を作成し提出しなければならない。

（維持管理用GISデータベース作成）

本業務にてGISで整備した照明灯データを、現在運用中の道路台帳管理システムにて閲覧・編集が可能なデータベース環境として取りまとめるものとする。また、動作確認作業を実施し不具合が発生した場合は、乙の責任において修正するものとする。

（LED照明導入計画の策定）

本業務での調査結果を踏まえ、次に示す項目について取りまとめ、LED照明導入計画を策定するものとする。なお、一般社団法人環境技術普及促進協会が行う「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金」により調査業務を実施することから同協会が定める要綱要領を満たす内容として策定するものとする。

(1) 現況分析による条件設定

現地調査に基づき計画条件及び計画上の基本事項の整理、検討を行うものとする。

当該計画においては、既存照明灯の設置されている地域や敷地利用状況、周辺施設の状況、路線の重要性や役割、防犯上の観点等を踏まえて必要とされる明るさを設定するものとする。

(2) 灯具規格の設定

前号により設定された条件に基づき、場所毎に必要な明るさを満足する灯具規格を設定する。本業務では、一般社団法人環境技術普及促進協会が提示する「LED防犯照明器具技術基準」を満たす灯具を採用し、設定するものとする。

(3) LED導入効果検討（光熱費・維持管理費の分析）

石巻市（河南地区）に設置されている照明灯（想定数 2,500 基）をLED化した場合の導入効果を経済面、環境面などの観点から総合的に検討するものとする。

なお、LEDの導入台数については、2,500 基を基本とするが、LED導入に伴う概算事業費を算出し、LED化による縮減コストとリース方式による導入費用との差額を精査して決定するものとする。

(4) LED照明導入計画書の策定

一般社団法人環境技術普及促進協会に提出するLED照明導入計画書及びLED照明導入補助事業着手に向けたLED照明導入計画書を作成し、取りまとめるものとする。

（維持管理手法の検討）

第31条 本事業で導入するLED照明灯及び既存LED照明灯（復興事業による設置分も含む。）を効率的に維持管理するための手法について検討するものとする。検討に当たっては、リース会社よりヒアリングを行い最善の方策を検討するものとし、必要に応じて維持管理用GISデータベースの補完も行うものとする。

（報告書の取りまとめ）

第32条 本業務の成果として、前条までの調査結果を報告書として取りまとめるものとする。なお、報告書は、GISを基本とした電子媒体にて作成する。

第3章 成 果 品

（成果品）

第33条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

(1) 業務報告書	1式
(2) 照明灯位置データ（Shape形式）	1式
(3) 照明灯台帳データ（CSV形式）	1式
(4) 照明灯台帳（Excel）	1式
(5) 管理GISシステム用データ	1式
(6) LED照明導入計画書	1式
(7) 打合せ協議簿	1式
(8) その他甲乙協議により決定したもの	1式

石卷市（河南地区）LED照明灯導入調査業務委

